

# 伊丹産業のでんき 冬の節電キャンペーン(月間型) 利用規約

新エネルギー開発株式会社

今冬においても国が厳しい需給状況になると見通していることを踏まえ、新エネルギー開発株式会社(以下、「当社」といいます。)は、電気需給契約を締結いただいているお客さまに対して、電気の効率的な利用に取り組んでいただけるよう、「伊丹産業のでんき 冬の節電キャンペーン(月間型)」(以下、「本キャンペーン」といいます。)を実施することといたしました。

「伊丹産業のでんき 冬の節電キャンペーン(月間型) 利用規約」(以下、「本規約」といいます。)は、当社が実施する本キャンペーンに関する取り扱いを定めたものです。

なお、国が行う電気利用効率化促進対策事業(以下、「国事業」といいます。)の取扱いについては、別紙1で定めるものといたします。

## 1 本キャンペーンの内容

当社と電気需給契約を継続中のお客さまが、本キャンペーンに参加のお申込みをいただいた場合において、「2 対象となる期間」に定める本キャンペーンの対象期間にお客さまが前年同月と比較して削減した電力量が前年同月の3.00%以上となったときに、電気料金の値引きを受けることができるキャンペーンです。

なお、本キャンペーンへの参加お申込みをもって、別紙1で定める国の節電促進プログラムへの内容について同意のうえ、参加申込みしたものといたします。また、本キャンペーンおよび国の節電促進プログラムのいずれか1つまたは全部の参加申込のキャンセルはできないものといたします。

## 2 対象となる期間

対象となる期間は、低圧、高圧、それぞれ下表に示すとおりといたします。

<低圧>

1月分	2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで。 ただし、関西エリアの検針日程が01の場合は2023年1月検針日から2023年2月検針日前日まで。
2月分	2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで。 ただし、関西エリアの検針日程が01の場合は2023年2月検針日から2023年3月検針日前日まで。
3月分	2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで。 ただし、関西エリアの検針日程が01の場合は2023年3月検針日から2023年4月検針日前日まで。

< 高圧 >

1 月分	2022 年 12 月検針日から 2023 年1月検針日の前日まで。 ただし、1日検針の場合は、2023 年1月1日から 2023 年1月31日まで。
2 月分	2023 年 1 月検針日から 2023 年 2 月検針日の前日まで。 ただし、1日検針の場合は、2023 年 2 月1日から 2023 年2月28日まで。
3 月分	2023 年 2 月検針日から 2023 年 3 月検針日の前日まで。 ただし、1日検針の場合は、2023 年 3 月1日から 2023 年3月31日まで。

### 3 定義

当社の電気需給約款に定義される用語は本規約においても同様の意味で使用いたします。

### 4 参加条件等

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たしたと当社が判断する場合に、本キャンペーンを適用いたします。

- (1) 本規約(別紙1を含みます。)のすべてに同意の上、本キャンペーンの参加お申込み期間内に参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) 本キャンペーンの参加お申込み時点で、メールアドレスをご登録いただいていること。
- (3) 本キャンペーンの参加お申込み時点から本キャンペーン終了までの間、同一の需要場所で、下表の料金メニューの電気需給契約を継続いただいていること。

【対象の料金メニュー】

エリア	低圧	高圧・特別高圧
関西	ベーシックA、プランA、プランAセット割、プランAセット割(都市ガスセット割)、プランB、低圧動力プラン	すべての契約
中国	ベーシックA、プランB、低圧動力プラン	すべての契約
四国	ベーシックA、プランB、低圧動力プラン	すべての契約
中部	ベーシックB、プランC、低圧動力プラン	すべての契約
北陸	ベーシックB、ベーシックBセット割、プランC、低圧動力プラン	すべての契約

- (4) 需要場所の検針日が1日以外の場合は2021年12月検針日から2022年3月検針日の前日まで、また、検針日が1日の場合は2022年1月1日から2022年4月1日検針日の前日までの、同一の需要場所の電気使用量実績を、原則として、提供いただくこと。  
(この期間に当社との電気需給契約を継続中であったお客さまは除きます。)
- (5) 上記(4)で前年同月の同一の需要場所の電気使用量実績を提供いただけない場合は、別紙2に示す当社が定める代替ベースラインとなるモデルケース計算方法を用いて算定した使用量を節電の比較対象として使用することに同意いただくこと。

## 5 本キャンペーンの参加申し込み期間と参加方法

本キャンペーンへの参加お申し込み期間は、2022 年 11 月 21 日(月)から 2023 年 1 月 31 日(火)までといたします。

参加フォームに必要事項をご入力し申込みいただくことで参加いただくことができます。一度本キャンペーンへ参加申し込みを完了しますと、原則として「2 対象となる期間」に定める電気のご使用期間まで参加いただけます。

## 6 節電量および節電率の計算

本キャンペーンでは、前年同月のご使用量(kWh)から実際のご使用量(kWh)を差し引いた残りの値を節電量として定義いたします。なお、前年同月のご使用量(kWh)よりも、実際のご使用量(kWh)の方が大きい場合は、節電量を 0kWhとして取り扱います。

また、節電率は、節電量を前年同月のご使用量で除した値(単位はパーセント(%))とし、小数第 3 位を四捨五入するものとします。

## 7 特典内容および適用時期

- (1) 「6. 節電量および節電率の計算」の結果、需要場所の月間節電率が 3.00%以上の節電を達成された場合には、電気料金請求金額から、低圧の場合は 100 円(税込み)、高圧の場合は 500 円(税込み)を値引きいたします。
- (2) 計量期間と値引き適用時期は下表のとおりです。

「2 対象となる期間」で定義した	値引きの適用
1月分	2023 年 2 月の電気料金請求で値引き適用
2月分	2023 年 3 月の電気料金請求で値引き適用
3月分	2023 年 4 月の電気料金請求で値引き適用

## 8 取得したデータの取扱い

本キャンペーンにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは、

- ① 本キャンペーンの特典付与(別紙1の追加規約に基づく特典を含みます。)
- ② 当社商品・サービスの提供及びアフターサービス
- ③ お客さまに対する当社サービスの紹介
- ④ その他前各号に付随する業務

に使用いたします。

個人情報の取扱いについては、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づいて、適切に取り扱うものといたします。

## 9 規約の改定

当社は本規約の記載事項を変更する場合がございます。本規約の変更事項の内容は当社が

定める方法に基づいてお客さまへ通知いたします。

## 10 免責事項

当社は、本キャンペーンに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意・重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものといたします。

## 11 注意事項

- (1) 本キャンペーン期間中に、電気需給契約の解約または廃止が発生した場合、解約日または廃止日を含む対象月は「7 特典内容および適用時期」の特典は適用いたしません。
- (2) 本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料その他費用はお客さまの負担となります。
- (3) 本キャンペーンの期間中または終了後に、同様または類似のキャンペーンを行う場合がございます。
- (4) 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。

**附 則** 実施期日 本規約は 2022 年 11 月 21 日から実施いたします。

## 冬の節電キャンペーン 2022(月間型) 利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム

「冬の節電キャンペーン 2022(月間型) 利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム」(以下、「本追加規約」といいます。)は、国が行う「電気利用効率化促進対策事業」(以下、「国事業」といいます。)に係る節電プログラム(以下、「国の節電促進プログラム」といいます。)に基づいて、新エネルギー開発株式会社(以下、「当社」といいます。)が実施する「国の節電促進プログラム」に関する取扱いを定めたものです。

### 1 国の節電促進プログラムの内容

本追加規約「4 参加条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけたお客さまは、当社から国事業公募要領に基づく特典(以下、「国特典」といいます。)の付与を受けることができます。

### 2 国の節電促進プログラムの期間

国の節電促進プログラムの期間は 2022 年 12 月 2 日(金)から 2023 年 3 月 31 日(金)までといたします。また、国の節電促進プログラムへの参加お申込み期間は 2022 年 12 月 31 日(土)までといたします。

### 3 定義

用語の定義は、冬の節電キャンペーン 2022(月間型) 利用規約(以下、「本規約」といいます。)「3 定義」を準用するものといたします。

### 4 参加条件等

当社は、本規約「4 参加条件等」および以下の追加条件の全てを満たし、同意した上で参加お申込みをしていただいた場合に、本追加規約を適用いたします。ただし、各府省庁及び各府省庁所管の独立行政法人は国特典付与の対象外です。参加の表明をいただいても国特典の付与はできません。

#### 【追加条件】

- お客さまの契約件名に登録された全ての電気需給契約に係る個人情報(需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号等)を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること
- 要件を満たさない国特典取得や複数回の国特典取得等、不正に国特典を取得しないこと。また、不正に国特典を取得した可能性がある等国事業の事務局が判断した場合に、当社を通じた

参加状況等の確認依頼に速やかに応じること

- ・不正に国特典を取得したことが発覚した場合において、当社を通じて国特典相当額の返還要請を受けたときは、速やかに返還に応じること

## 5 特典付与の対象と特典内容

### (1) 節電プログラム参加特典

- ・「低圧」のお客さまは、「需要場所単位」を対象に、国特典として 2,200 円(税込み)を 1 回のみ電気料金請求金額から値引きいたします。
- ・「高圧」のお客さまは、「法人単位」を対象に、国特典として 220,000 円(税込み)を 1 回のみ電気料金請求金額から値引きいたします。複数の需要場所を有する法人さまについては、原則本社所在地における契約を参加特典付与の対象とします。

### (2) 節電率 3.00%達成特典

節電プログラムに参加登録いただいた「需要場所」を対象に、本規約「6. 節電量および節電率の計算」の結果、需要場所の月間節電率が 3.00%以上の節電を達成されたお客さまには、本規約「7. 特典内容および適用時期」に定める特典内容とは別に、「低圧」の場合は月額 1,100 円(税込み)を、また、「高圧」の場合は月額 22,000 円(税込み)を国特典として電気料金請求金額から値引きいたします。

## 6 特典付与時期

本追加規約「5 特典付与の対象と特典内容」の(1)の特典については参加登録完了後の電気料金請求時に特典内容を適用いたします。また、本追加規約「5 特典付与の対象と特典内容」の(2)の特典については、本規約「7 特典内容と適用時期」に準じて特典内容の適用をいたします。

なお、当社が国特典の付与手続きを開始した時点で電気需給契約を解約している場合、及び、国事業の特典付与対象外と判断された場合は、国特典付与の対象外とさせていただきます。

## 7 注意事項

注意事項は、本規約「11 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、本規約に定めるところによるものといたします。

2022 年 11 月 21 日 制定

2022 年 12 月 2 日 改定

2023 年 1 月 19 日 改定

## 前年同月使用量実績が把握できない場合の代替ベースラインについて

## (1) 低圧の場合

- ① 前年同月の使用量 (kWh) が把握できない場合で、最新1ヶ月分の使用量 (kWh) がある場合

最新の2022年12月分の使用量 (kWh) に、下表に示す2022年1月～3月の2021年12月使用量に対する各月の全体平均実績比率を乗じて算定された使用量 (kWh) を各月の前年同月使用量 (kWh) とみなします。

エリア	契約種別	比率 (12月検針分を1.00とする)			
	検針月	12月	1月	2月	3月
関西	ベーシックA	1.00	1.63	1.48	1.32
	プランA	1.00	1.55	1.32	1.19
	プランB	1.00	1.30	1.10	1.04
	動力	1.00	1.87	1.94	1.78
中国	ベーシックA	1.00	1.53	1.57	1.38
	プランB	1.00	1.26	1.18	1.14
	動力	1.00	1.87	1.94	1.78
四国	ベーシックA	1.00	1.47	1.40	1.37
	プランB	1.00	1.30	1.17	1.30
	動力	1.00	1.55	1.59	1.49
中部	ベーシックB	1.00	1.73	1.68	1.40
	プランC	1.00	1.50	1.32	1.13
	動力	1.00	1.38	1.31	1.23
北陸	ベーシックB	1.00	1.50	1.54	1.29
	プランC	1.00	1.36	1.37	1.16
	動力	1.00	1.26	1.22	1.08

- ② 前年同月の使用量 (kWh) が把握できない場合で、最新1ヶ月分の使用量 (kWh) も把握できない場合

供給中のすべてのお客さまの使用量実績から、下表に示す、プランごとの平均使用量 (kWh) を各月の前年同月使用量 (kWh) とみなします。

エリア	契約種別	平均使用量 (kWh)			
	検針月	1 2月	1月	2月	3月
関西	ベーシック A	210	340	310	270
	プラン A	420	660	560	500
	プラン B	1,220	1,590	1,340	1,260
	動力	500	930	970	890
中国	ベーシック A	230	360	360	320
	プラン B	1,430	1,810	1,690	1,630
	動力	440	640	630	550
四国	ベーシック A	230	340	320	310
	プラン B	890	1,160	1,040	1,160
	動力	220	350	360	340
中部	ベーシック B	260	450	440	370
	プラン C	1,090	1,640	1,450	1,240
	動力	510	710	670	630
北陸	ベーシック B	330	500	510	430
	プラン C	760	1,040	1,050	880
	動力	300	380	370	330

(2) 高圧の場合

最新（2022年12月）の契約電力（kW）に、下表に示す2022年1月～3月使用分（2月～4月請求分）の実績平均負荷率を適用して、前年同月の使用量（kWh）とみなします。

	2022年1月使用 (2月請求)	2022年2月使用 (3月請求)	2022年3月使用 (4月請求)
実績平均負荷率	28.42%	26.94%	24.71%

$$\text{使用量 (kWh)} = \text{契約電力 (kW)} \times \text{負荷率} \times 24\text{h} \times \text{当該計量日数}$$